

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務方法書の変更の認可について

- ① 認可申請書
- ② 変更理由書
- ③ 新旧対照表
- ④ 変更後業務方法書全文

平 2 9 山 病 本 第 2 3 9 号
平 成 3 0 年 (2018 年) 2 月 8 日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政 様

地 方 独 立 行 政 法 人 山 口 県 立 病 院 機 構
理 事 長 前 川 剛 志



地 方 独 立 行 政 法 人 山 口 県 立 病 院 機 構 業 務 方 法 書 の 一 部 変 更 に 係 る
認 可 申 請 に つ い て

こ の こ と に つ い て、地 方 独 立 行 政 法 人 法 (平 成 1 5 年 法 律 第 1 1 8 号) 第 2 2 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き、別 添 の と お り 「地 方 独 立 行 政 法 人 山 口 県 立 病 院 機 構 業 務 方 法 書」 の 一 部
変 更 の 認 可 を 申 請 じ ま す。



地方独立行政法人山口県立病院機構の業務方法書の変更について

平成30年2月8日

地方独立行政法人山口県立病院機構

1 変更理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による改正後の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第2項において、業務方法書には、「役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制体制」という。）の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。」とされた。

2 変更内容

上記により、当機構の業務方法書において内部統制体制等について明確にするため、以下のとおり業務方法書の変更（それぞれの規定を追加）を行うとともに、章の区分を設け、目次を新設する。

- (1) 内部統制に関する事項
 - ア 内部統制に関する基本方針（第5条）
 - イ 役職員の倫理等に関する事項（第6条）
 - ウ 役員の方掌に関する事項（第7条）
 - エ 内部統制の推進に関する事項（第8条）
 - オ 内部通報及び外部通報に関する事項（第9条）
- (2) リスク評価と対応に関する事項
 - ・ リスク評価と対応に関する事項（第10条）
- (3) 監事監査に関する事項
 - ・ 監事監査に関する事項（第11条）
- (4) 内部監査に関する事項
 - ・ 内部監査に関する事項（第12条）
- (5) 情報の適切な管理に関する事項
 - ア 情報の適切な管理に関する事項（第13条）
 - イ 情報システム及び情報セキュリティの確保に関する事項（第14条）

3 施行期日

平成30年4月1日

4 添付書類

- (1) 新旧対照表
- (2) 変更後全文

■地方独立行政法人法改正に伴う業務方法書の改正について

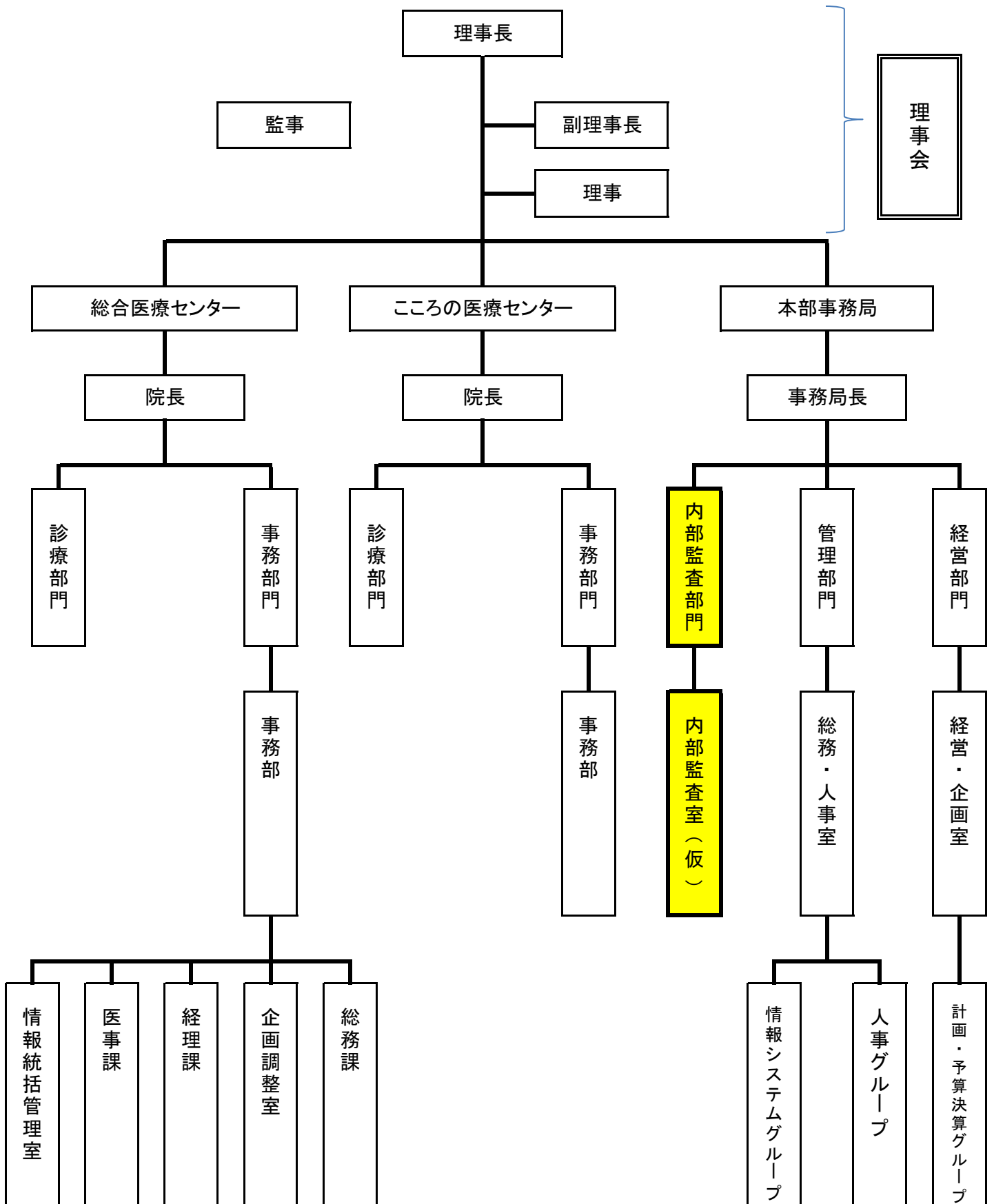
内部統制	県規則第4条等(※)	業務方法書(案)	対応等
-	一 業務運営に関する基本方針	(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成23年山口県規則第26号)第4条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構(以下「法人」という。)の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	-
-		(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山口県知事(以下「知事」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。	-
-		(病院の設置及び管理) 第3条 法人は、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資するため、地方独立行政法人山口県立病院機構定款(以下「定款」という。)第15条に定める病院を設置し、これを管理するものとする。	-
-		(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 一 医療を提供すること。 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。 三 医療従事者等の研修を行うこと。 四 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。	-
【目的】 1 業務の有効性及び効率性 2 事業活動に関わる法令等の遵守 3 資産の保全 4 財務報告等の信頼性 【基本要素】 ① 統制環境 ② リスクの評価と対応 ③ 統制活動 ④ 情報と伝達 ⑤ モニタリング ⑥ ICTへの対応	● 内部統制に関する事項	(内部統制に関する基本方針) 第5条 法人は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法、他の法令、山口県条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。	・総則として規定
		(役職員の倫理等に関する事項) 第6条 法人は、役員及び職員の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。	・倫理指針は整備済 →「地方独立行政法人山口県立病院機構職員倫理規程」 ・行動指針を整備
		(役員の方掌に関する事項) 第7条 法人は、役員の方掌に関する規程等を整備するものとする。	・役員の方掌に関する規程等を整備
		(内部統制の推進に関する事項) 第8条 法人は、役員を構成員とする内部統制委員会等の設置その他の事項を定めた内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。	・内部統制委員会の設置 ・内部統制担当役員の設定 ・内部統制の推進に関する規程の整備等
		(内部通報及び外部通報に関する事項) 第9条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。	・内部通報及び外部通報の窓口を設置 ・内部通報及び外部通報に関する規程等を整備

※:地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則及び施行通知

内部統制	県規則第4条等(※)	業務方法書(案)	対応等
【目的】 1 業務の有効性及び効率性 2 事業活動に関わる法令等の遵守 3 資産の保全 4 財務報告等の信頼性 【基本要素】 ① 統制環境 ② リスクの評価と対応 ③ 統制活動 ④ 情報と伝達 ⑤ モニタリング ⑥ ICTへの対応	● リスク評価と対応に関する事項	(リスク評価と対応に関する事項) 第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。	・リスク管理委員会の設置 ・リスク管理等に関する規程等を整備
	● 監事監査に関する事項	(監事監査に関する事項) 第11条 法人は、監事監査に関する規程等を整備するものとする。	・監事監査に関する規程は整備済 →「地方独立行政法人山口県立病院機構監事監査規程」
	● 内部監査に関する事項	(内部監査に関する事項) 第12条 法人は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。	・内部監査担当室の設置 ・内部監査等の実施等
	● 情報の適切な管理に関する事項	(情報の適切な管理に関する事項) 第13条 法人は、情報の適切な管理に関し、文書管理に関する規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するものとする。 (情報システム及び情報セキュリティの確保に関する事項) 第14条 法人は、情報システム及び情報セキュリティの確保等に関する規程等を整備するものとする。	・文書管理に関する規程等を整備 ・情報システム及び情報セキュリティの確保等に関する規程等を整備
-	二 業務委託の基準	(業務の委託) 第15条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる場合、業務の一部を委託することができる。 (委託契約) 第16条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。	- -
-	三 競争入札その他契約に関する基本的な事項	(競争入札その他契約に関する基本事項) 第17条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。	-
-	四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項	(その他) 第18条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。	-

※着色部:改正箇所

地方独立行政法人山口県立病院機構 組織図(案)



地方独立行政法人山口県立病院機構業務方法書一部変更 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">地方独立行政法人山口県立病院機構業務方法書</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 業務運営に関する基本方針（第1条 - 第4条）</u></p> <p><u>第2章 内部統制に関する事項（第5条 - 第9条）</u></p> <p><u>第3章 リスク評価と対応に関する事項（第10条）</u></p> <p><u>第4章 監事監査に関する事項（第11条）</u></p> <p><u>第5章 内部監査に関する事項（第12条）</u></p> <p><u>第6章 情報の適切な管理に関する事項（第13条・第14条）</u></p> <p><u>第7章 業務委託の基準（第15条・第16条）</u></p> <p><u>第8章 競争入札その他契約に関する基本事項（第17条）</u></p> <p><u>第9章 その他法人の業務の執行に関し必要な事項（第18条）</u></p> <p>附 則</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第1章 業務運営に関する基本方針</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成23年山口県規則第26号）<u>第4条</u>の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>第4条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第2章 内部統制に関する事項</u></p> <p>（内部統制に関する基本方針）</p> <p><u>第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、山口県条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">地方独立行政法人山口県立病院機構業務方法書</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成23年山口県規則第26号）<u>第2条</u>の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>第4条（略）</p>

改正案	現行
<p><u>(役職員の倫理等に関する事項)</u> <u>第6条 役員及び職員の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。</u></p> <p><u>(役員の方掌に関する事項)</u> <u>第7条 法人は、役員の方掌に関する規程等を整備し、責任の明確化を図るものとする。</u></p> <p><u>(内部統制の推進に関する事項)</u> <u>第8条 法人は、役員を構成員とする内部統制委員会等の設置その他内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。</u></p> <p><u>(内部通報及び外部通報に関する事項)</u> <u>第9条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。</u></p> <p><u>第3章 リスク評価と対応に関する事項</u></p> <p><u>(リスク評価と対応に関する事項)</u> <u>第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。</u></p> <p><u>第4章 監事監査に関する事項</u></p> <p><u>(監事監査に関する事項)</u> <u>第11条 法人は、監事監査に関する規程等を整備するものとする。</u></p> <p><u>第5章 内部監査に関する事項</u></p> <p><u>(内部監査に関する事項)</u> <u>第12条 法人は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。</u></p> <p><u>第6章 情報の適切な管理に関する事項</u></p> <p><u>(情報の適切な管理に関する事項)</u> <u>第13条 法人は、情報の適切な管理に関し、文書管理に関する規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するものとする。</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>(情報システム及び情報セキュリティの確保に関する事項)</u> <u>第14条 法人は、情報システム及び情報セキュリティの確保等に関する体制等を整備するものとする。</u></p> <p><u>第7章 業務委託の基準</u></p> <p>(業務の委託) <u>第15条</u> 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。</p> <p>(委託契約) <u>第16条</u> 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。</p> <p><u>第8章 競争入札その他契約に関する基本事項</u></p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項) <u>第17条</u> 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。</p> <p><u>第9章 その他法人の業務の執行に関し必要な事項</u></p> <p>(その他) <u>第18条</u> この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(業務の委託) <u>第5条</u> 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。</p> <p>(委託契約) <u>第6条</u> 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。</p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項) <u>第7条</u> 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>(その他) <u>第8条</u> この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。</p>

目次

- 第1章 業務運営に関する基本方針（第1条 - 第4条）
- 第2章 内部統制に関する事項（第5条 - 第9条）
- 第3章 リスク評価と対応に関する事項（第10条）
- 第4章 監事監査に関する事項（第11条）
- 第5章 内部監査に関する事項（第12条）
- 第6章 情報の適切な管理に関する事項（第13条・第14条）
- 第7章 業務委託の基準（第15条・第16条）
- 第8章 競争入札その他契約に関する基本事項（第17条）
- 第9章 その他法人の業務の執行に関し必要な事項（第18条）
- 附 則

第1章 業務運営に関する基本方針

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成23年山口県規則第26号）第4条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山口県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院の設置及び管理）

第3条 法人は、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資するため、地方独立行政法人山口県立病院機構定款（以下「定款」という。）第15条に定める病院を設置し、これを管理するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 医療を提供すること。
 - 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。
 - 三 医療従事者等の研修を行うこと。
 - 四 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

第2章 内部統制に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、山口県条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第6条 法人は、役員及び職員の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員の方掌に関する事項)

第7条 法人は、役員の方掌に関する規程等を整備するものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第8条 法人は、役員を構成員とする内部統制委員会等の設置その他内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第9条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。

第3章 リスク評価と対応に関する事項

(リスク評価と対応に関する事項)

第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

第4章 監事監査に関する事項

(監事監査に関する事項)

第11条 法人は、監事監査に関する規程等を整備するものとする。

第5章 内部監査に関する事項

(内部監査に関する事項)

第12条 法人は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

第6章 情報の適切な管理に関する事項

(情報の適切な管理に関する事項)

第13条 法人は、情報の適切な管理に関し、文書管理に関する規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するものとする。

(情報システム及び情報セキュリティの確保に関する事項)

第14条 法人は、情報システム及び情報セキュリティの確保等に関する規程等を整備するものとする。

第7章 業務委託の基準

(業務の委託)

第15条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第16条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第8章 競争入札その他契約に関する基本事項

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第17条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。

第9章 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(その他)

第18条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。